

知的財産の信託に関する緊急提言

平成15年3月14日
経済産業省

産業構造審議会知的財産政策部会経営・市場環境小委員会では、昨年7月の知的財産戦略大綱を踏まえ、知的財産権の円滑な活用の促進を図るべく流動化等に関する検討を進めてきたが、現行制度では知的財産権の流動化・証券化に係る多様なニーズに十分対応できないため、何らかの制度上の整備が必要であるとの認識に至った。

特に、知的財産権が信託制度を利用できないことによって円滑な事業活動及び知的財産権の流動化が阻害されている現状にかんがみ、本小委員会として知的財産権の信託に関し、緊急に提言するものである。今後、以下の提言内容を実現していくため、経済産業省においては早急に関係省庁との具体的な議論を開始することを期待する。

知的財産戦略大綱(2002年7月3日)(抜粋)

市場における価値評価手法が確立されることにより知的財産の流通が促進されるよう、2002年度中に、特許流通市場の更なる整備や知的財産権担保融資制度の定着、特許等の流動化について、制度又は運用の改善を含め検討を開始し、遅くとも2005年度までに結論を得る。(金融庁、経済産業省)

基本認識

知的財産は企業の競争力の源泉であり、また知的財産立国の実現を目指す我が国自身の大きな財産でもある。特に、特許権は科学技術創造立国日本の根底を支える知恵の結晶であり、産業競争力の根幹である。また、コンテンツビジネスは今や約13兆円規模、ここ5～6年で見ても年平均2%の成長をしてきた市場であり、成長産業の一つとして期待されている市場(年平均2～4%の成長)であるが、著作権がビジネスの下支えをしている。

このように、我が国にとって重要な知的財産権を円滑かつ効率的に企業の競争力の源泉として活用するためには、財産の管理・処分機能や導管機能等に優れている信託制度の利用が必要不可欠であると考えられる。現行の法制度の中でも資産流動化法上の特定目的信託を設定することは可能だが、その目的が資産の流動化に限定されていること、特定目的信託の設定や信託契約の変更・終了時に金融庁への届出が必要であること、特定目的信託財産から生じた利益に対する受託者への課税を回避するためには期間収益の90%を配当しなければならないこと等の要件を満たす必要があるため、現実にはほとんど活用されていない。

しかし、不動産や有価証券等と異なり、知的財産権はその評価額の算出が非常に難しいため、流動化の際の高コストを吸収できないことによって流動化を断念せざるを得ないケースもある。また、昨今急速に進むグループ企業の再編等の動きの

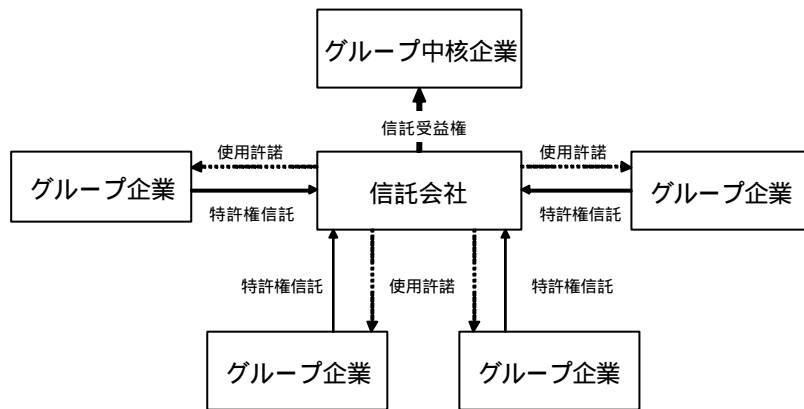
中で、企業の知的財産管理コストを削減する等の観点から、知的財産権の一括管理が喫緊の課題となる等、流動化目的だけでなく信託の活用方法についても大きな課題となっている。

以上を踏まえ、信託会社の引受可能な信託財産に知的財産権を加えるとともに、知的財産権の管理や活用に精通した一般事業会社等の信託業務への参入が可能となる制度の整備が必要であると考える。

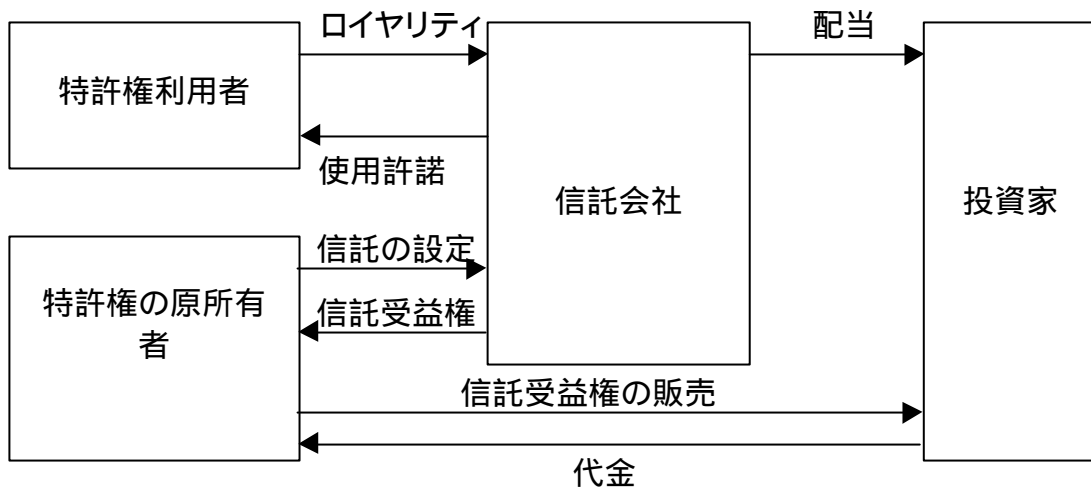
1. 特許権等に関する多岐に渡るニーズの存在

特許権等に関しては、以下のとおり多様な信託の活用ニーズが存在する。現行制度の中では上記のとおり、資産流動化法が一部のニーズ、例えば自社内利用特許の時価評価や倒産隔離を前提とした特許権等の利用等には対応しているが、これだけでは十分とは言えず、更なる特許権等の円滑な活用のため、制度の整備が求められている。

(管理を目的とした信託の典型的なスキーム図の一例)



(流動化を目的とした信託の典型的なスキーム図の一例)



(1) グループ企業間での効率的な管理・移転

特許権等がグループ企業に分散して存在する場合、企業グループの分割・統合

等の環境に即応した組織形態の変更や新規事業の立ち上げ等に柔軟に対応できない。信託制度を用いることにより、グループ企業内の特許権等を集中的に管理できる体制を構築することが、今日的な企業経営において急務である。

(2) 自社内利用特許等の時価評価が可能

時価評価に基づく譲渡を行なうことにより、簿価ゼロの特許権等の価値を顕在化させるもの。

(3) 共同開発者間若しくはパテントプールの権利調整

各企業の特許権に対する経営戦略の問題ではあるものの、複数の企業が共同で開発した基本特許若しくはパテントプールについて信託を用いることにより、開発負担若しくはライセンス収入の配分に応じて信託受益権の付与の形で利益分配を行なうことができる。

(4) 中小企業の特許権等の流動化による資金調達

特にベンチャー企業や中小企業といった経営資金の需要者から見た場合、特許権等をSPV¹ (信託会社)に譲渡することにより倒産隔離し、コーポレートリスクに影響されない資金調達が可能になる。これにより、資金調達手段の多様化が更に図られる。

(5) 未利用特許等の流動化

事業会社等の持つ未利用特許を積極的に活用し、特許権等をSPV (信託会社)に譲渡することにより、一般企業の新たな事業展開に対して、積極的なサポートを行い新産業や新事業の創出に貢献することができる。

(6) 倒産隔離を前提とした特許権等の利用

(4)からの派生モデルであるが、特許権等を所有するベンチャー企業等の経営が行き詰まった際に、当該特許権等にかかるライセンス契約が破産管財人により取り消されるかもしれないといったリスクを回避でき、特許権等の取引の安定をもたらすことができる。

(7) 研究者に対するインセンティブ付与

特許権を使用して資金調達を行った一部を信託受益権として研究者にインセンティブとして付与することができる。

(8) 技術移転を行う者の業務円滑化

大学等から特許権の譲渡を受け企業へライセンス活動を行うTLO (技術移転機関)等に信託業を解禁することによって、より柔軟な特許権の管理体制の構築が期待できる。

2. 著作権に関する資金調達ニーズ

著作権の場合も特許権と同様、多くのニーズがあるが、その中でも資金調達が最

¹ SPV (Special Purpose Vehicle の略) : 企業や資産保有者はSPVを活用して資金調達手段の多様化等を図ることに用いる。倒産隔離 (財産の独立性) や税務上の透明性 (二重課税の回避) を目的とした業務のみを行なう会社及び他の形態 (特定目的信託等) を含め、広くSPVと呼ばれる。

大の課題である。ここ数年、銀行の融資姿勢が極めて保守化したことや、デジタル化の進展により開発初期コストが増大するといった問題等により、コンテンツ制作事業者の経営状況は悪化しつつある。このままでは、若手のコンテンツ・クリエイターがますます海外に流出する恐れがあるだけでなく、ディズニー、ワーナーといった海外企業がコミック等の原権利を買収する動きを見せており、コンテンツ(制作素材)そのものが海外流出する恐れがある。

そこで、物的担保等を持たないコンテンツ制作事業者にとって利用可能な金融手法を多様化させることにより、制作事業者が流通事業者との関係で交渉力のある立場に立ち、コンテンツのマルチコースによってその経済的価値の最大化を図れるような環境を作ることが必要である。

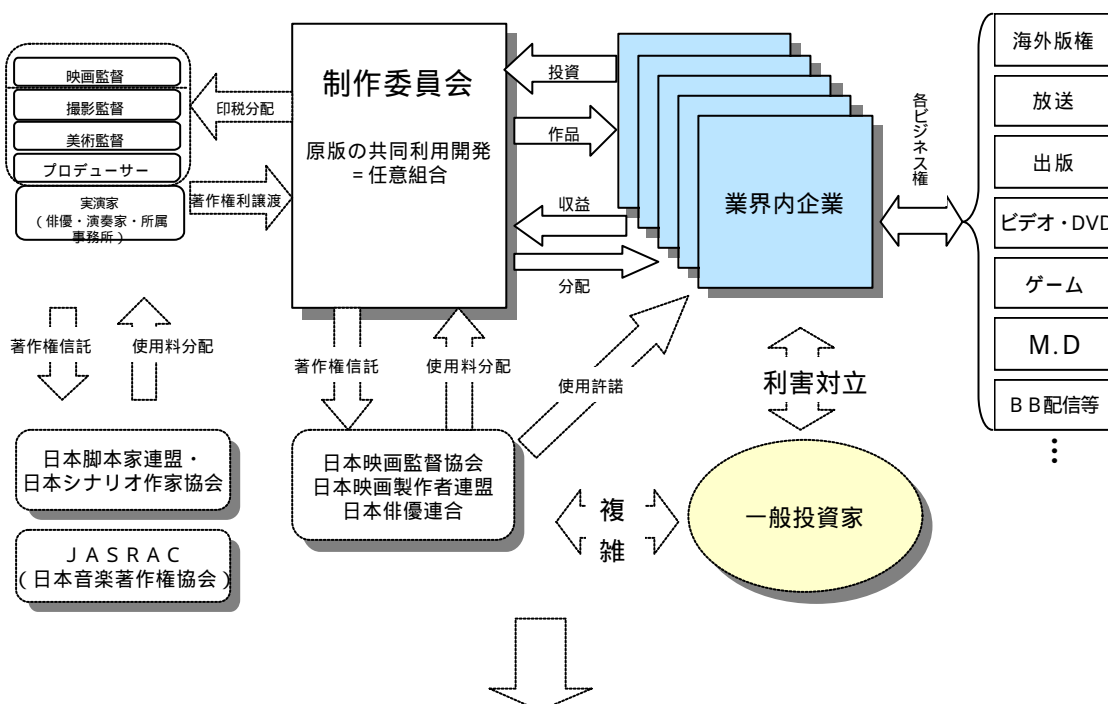
(1) 完成した著作物・コンテンツを基にした資金調達

松竹の映画「男はつらいよ」シリーズのテレビ放映権を流動化したケースのように、資産流動化法上のSPCを用いた証券化の形で、一定の対応は出来るものの、資金調達コスト上の問題や著作権等知的財産権そのものの管理面から見ると、信託機能が信託会社に解禁された方が、より有効である。

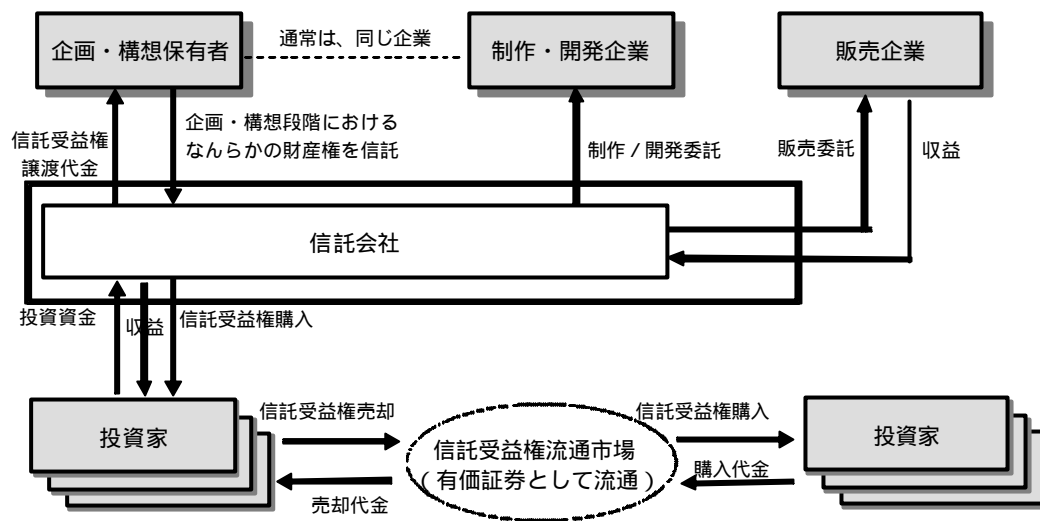
(2) 制作途中の著作物・コンテンツを基にした資金調達

最も成長の望まれるコンテンツ制作事業者が慢性的な資金不足に陥っている。このような制作事業者は、直面する資金不足から著作権等の権利を保持し、更なる成長の材料として活用することが出来ない状況にあり、現状では、大手流通事業者等の下請けになるしか方法がない。また、一般投資家から見て、制作中の著作権案件は極めて不透明なビジネススキームとなっている。更に、キャッシュフローや権利の所在、ライセンス許諾など状況等が明確であれば、投資家にとって魅力的な投資対象となる可能性も高く、制作事業者にとっては信託を可能にすることで資金調達手段の多様化が図られる。

(映像関係における一般的な資金調達形態)



(信託形態への移行)



3. 知的財産権の特殊性

知的財産権を現在の信託業法上の受託可能財産 (信託業法第4条) と比較すると、以下のような特殊性がある。

企業のキャッシュフローを生み出す源泉である (しかし、自己創設の特許権の簿価はゼロ)。

用途等に応じて性格が多様に化する。

価値評価方法が定まらず、また、評価額が他の財産に比べ小さいため、多額の管理・処分コストをかけ難い。

管理・処分等に関して複合的知識を必要とする (使用者、著作隣接権者等から見て、多様な利用先、利用方法)。ただし、管理・処分内容は画一的。

提言内容

以上のような認識を踏まえ、特許権や著作権等の活用にかかる知的財産戦略の構築や円滑な資金供給を図る機能として、知的財産権関連の信託を行うための法整備等を早急に進めることを提言する。

1. 信託業法上の引受財産の対象化 (引受財産への追加)

信託業法第4条においては、信託の引受けができる財産の種類を、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地およびその定着物、地上権および土地の賃借権の6種類に限定している。特許権等を信託可能とならしめるためには、現在の信託業法第4条における受託財産の種類に特許権等を追加するか、その制限を撤廃する必要がある。

2. 信託会社への一般事業会社等参入の促進

特許権等のグループ企業間での効率的な管理や移転、共同開発者間の権利調整、資金調達を行なう場合等、特許権等の特殊性から見て、(信託業法第4条の改

正が行なわれたとしても、)特許権等の現場知識に乏しい信託銀行等の金融機関が適切に対応することは困難であり、このため、特許権等に精通した事業会社が信託に参入する必要がある。

現状では営業信託を行う場合には、信託業法による免許を受けるか、若しくは銀行法等により銀行・その他金融機関の免許を得たうえで、兼営法²(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律)による認可を受けなければならない。事業会社が営業信託を行うには、法文上は前者の要件を満たせば可能だが、実績が無い。

そこで、知的財産権の特殊性や他の関連法³とのバランスを考慮し、資格要件⁴を緩和すべきである。例えば、特許権等の場合、免許制から経済産業大臣への登録制とするのも一案である。またこの場合、上記及びの営業信託を行う要件のバランスにかんがみ、兼営法も同様に資格要件を緩和することを考えるべきである。いずれにせよ、確かに委託者及び受益者の保護を図る必要はあるが、預金を預かる銀行の免許に課せられる程の高度な参入要件を設定する必要はないと考えられる。

3. 信託受益権証券の有価証券化

資金調達を目的とした信託の場合、当然のことながら信託受益権を流通させる必要がある。このためには当該受益権証券を有価証券⁵と位置づける必要があるが、現在は一般の信託受益権の法的位置付けは指名債権⁶であり、有価証券化されるものではない。信託受益権証券の有価証券化は、貸付信託法、投資信託法や資産流動化法における特定目的信託といった各特別法において規定⁷されているのが現状である。そこで、信託受益証券が有価証券とならしめられるよう、信託法に所要の規定を設ける必要がある。

² 兼営法第1条:銀行其ノ他ノ金融機関(政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス)ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス)ヲ営ムコトヲ得

³ 資産流動化法:内閣総理大臣への届出制(資産流動化法第3条)

著作権等管理事業法:文化庁長官への登録制(著作権等管理事業法第3条)

証券取引法:内閣総理大臣への登録制(証券取引法第28条)

⁴ 信託業法第1条:信託業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

⁵ 有価証券:財産権を表章する証券であって、その権利の移転・行使が証権を持ってなされることを必要とするもの。権利と証券とを結合することによって権利の行使を円滑安全にするとともに、権利の流通を高める制度である。

⁶ 指名債権:債権の発生・行使・移転等に証券の作成・交付を必要とし、債権者の変更(流通)が最初から予定されている証券的債権とは異なり、債権者が特定している一般の債権。譲渡の際の対抗要件については、債務者に対する通知・承諾といった特殊な規定が設けられている。法人については、特例法(平成10年10月1日)が適用され、登記によって第三者対抗要件が図られることとなった。

⁷ 貸付信託法第8条:貸付信託に係る信託契約に基く受益権の譲渡及び行使は、受益証券をもってしなければならない。

証券投資信託法第5条:証券投資信託の分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。当該譲渡及び行使は、受益証券をもってしなければならない。

資産流動化法第173条第1項・2項:特定目的信託の受益権は、受益証券をもって表示しなければならない。当該譲渡及び行使は受益証券をもってしなければならない。

また、証券取引法上の有価証券⁸とすることも考えられる。証券取引法上の有価証券の本質が、投資家の保護を図り、市場での取引客体としての適格性(市場性)とその有価証券に係る市場を開設し又は育成していくことの国民経済的意義が認定されたものであることから、我が国の知的財産立国の実現を目指す大きな流れの中で、知的財産の流通を促進するために、証券取引法上の有価証券とすることの意義を認めることも可能と思われる。

4. 受益者保護規定の設定

集団信託¹⁰においては、受益者にとって収益配当及び元本の保全是関心の高い事項であり、むしろ各受益者の関係が極めて希薄であることから関心事項はほぼ上記事項に限られていると言っても過言ではない。しかし、現状の信託法は、個別の委託者ごとに契約が締結されるという個別信託¹¹を前提としているため、集団信託における受益者保護が明文化されていない。そこで信託受益権を有価証券とした場合、受益権の個別行使に代わるべき受益権者の保護に関して規定が盛り込むことが望まれる。

この点につき、特別法である資産流動化法においてはこの点を勘案した、権利者集会の規定¹²が盛り込まれている。そこで信託法においてもこれと同様の規定を盛り込むことも一案である。

また、仮に上記証券取引法上の有価証券とはしないということであれば、別途受託者の委託者・受益者に対する開示義務や開示内容・様式に関する規定等を定めることも一案である。

5. 投資信託における運用対象資産の拡大

前述したように、知的財産権の資金調達手法を多様化させる必要性が強い一方、現在は投資信託¹³および投資法人に関する法律「第2条1項において運用資産として特定されているものに知的財産権は含まれていない。同時期に新たな資金流動化スキームとして制定された「資産流動化法」においては、財産権の特定はなさ

⁸ 証券取引法上の有価証券：マーケットの形成可能性を問題にするため、必ずしも証券の発行を要しない。平成4年の証券取引法改正前には、株券・社債・国債等の周知性が高く市場性も十分に確立したものを主として対象としていたが、いわゆるセキュリティゼーション(金融の証券化)を機に新商品や周知性・市場性の低い商品をも証券取引法の射程にとり込むこととなり、同改正によって有価証券の定義規定が大幅に改められた。平成10年の改正でも若干の拡大をみた。証券取引法上の有価証券の理論上の本質については、証券取引法の目的観(投資者保護)が反映し、これを投資家の投資上の地位(法的地位)を考える立場と、市場での取引客体としての的確性(市場性)をその有価証券に係る市場を開設し又は育成していくことの国民経済的意義を認定されたものとみる立場との対立がある。

⁹ 証券取引法上の有価証券とされることにより、証券取引法上の開示規則、不公正取引規制の対象となるなどの規制がかかることになる。

¹⁰ 集団信託：不特定多数の委託者との定型的な約款により締結された信託契約に係る信託財産が、合同で運用されて管理される信託。個別信託に対する定義。集団信託については、貸付信託法以外は特別の法的な手当がなされていない状況である。

¹¹ 個別信託：個別の委託者ごとに契約が締結されるもの。現状の信託法はこれを前提に書かれている。

¹² 権利者集会の規定：資産流動化法における受益者の権利は、「権利者集会のみがその決議によってできる」とし、「その決議事項は、法令または信託契約で定める。ただし、例外として、当該信託契約により受託者が受益者に対して負担する債務の弁済を受ける権利は、個々の受益者が行使することができる」としている。

¹³ 投資信託：広く一般から資金を集め、それを投資専門家を通じて各種の有価証券に投資し、その運用収益を投資者の出資口数に応じて還元する制度。巨額の資金を分散投資して投資の危険の分散を図るとともに、この資金を専門家の投資により高い利益を上げることを目的とするもの。会社型投資信託(平成10年改正により追加)と契約型投資信託がある。

れていないことを勘案すると、バランスが欠けているものと考えられる。一方、みずほ証券によるコナミのゲーム関連の資金調達¹⁴に外国投資信託¹⁵を利用した事例にもある通り、運用サイドにおいてのニーズも十分にあることが確認されている。このため、投資信託における運用資産の中にも知的財産権を含めることが必要である。

最後に

今回、知的財産権を一層活用する観点から緊急に提言を行ったが、今後これらの内容について、可能な部分から早急に実現していくことが重要である。このため、経済産業省においては早急に関係省庁との具体的な議論を開始することを期待したい。

¹⁴ コナミの資金調達事例 :実際にはこれはゲーム事業からのキャッシュフローを利益連動債へ転換したもので、知的財産権そのものを投資信託にしたものではないが、背景に著作権(コンテンツ)があることは言うまでもない。

¹⁵ 外国投資信託 :文字通り外国において組成されたファンドであり、国内販売については1972年に自由化された。その後、証券投資信託法上の位置付けがなされてこなかったことから、当時の大蔵省は証券投資信託法の中に外国投資信託を位置付け、届出や販売の差止め命令等の規制を課すことになった経緯がある。また、日本証券業協会は、当該協会会員が外国投信を取扱う際において会員が遵守すべきものとして「外国証券の取引に関する規則」を定めており、この中で定められている要件を全て満たすことが投資家へ販売することの条件としている。(なお、一般投資家に販売できるのは、オープンエンド型のみ)具体的には、外国の法令に基づき設立されていることや、一定額以上の純資産を有していること、保管場所は指定した機関に業務委託していること、国内における代理人を指定していること、投資者に対する開示が行われていること、空売りや借入れの制限等の条件をクリアすれば、国内の投資家に販売できるというものである。